

事務連絡
令和3年7月1日

各〔都道府県〕
〔市町村〕 衛生主管部(局) 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの職域接種におけるワクチン廃棄への対応等について

新型コロナウイルスワクチンの職域接種への対応にあたっては、多大なるご尽力をいただき感謝申し上げます。

職域接種については、令和3年6月21日から本格的に開始されたところですが、ワクチンの取扱いに当たっては、「職域接種向け手引き 初版」に基づき、適切に行うよう、企業等及び接種実施医療機関等に対して求めているとともに、万一、ワクチンの廃棄があった場合には速やかに国に報告することを求めています。

今般、実際にワクチンの廃棄に至った事案が生じたことから、ワクチンの廃棄が生じた場合の具体的な対応として、V-SYS(ワクチン接種円滑化システム)に入力するとともに、一定量以上のワクチン廃棄が生じた場合には、接種実施医療機関等が所在する市区町村、都道府県及び厚生労働省健康局健康課予防接種室に所定様式にて報告を求めるとします。

この旨を「職域接種向け手引き 初版」を改正して記載し、厚生労働省ホームページで公表いたします。

併せて、職域接種における費用請求方法に関して、類似コードを用いた費用請求や振込先口座の届出等の取扱いについて、「職域接種向け手引き 初版」を改正し、明確化いたします。

つきましては、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内の関係機関等に周知を図るとともに、適切な対応をお願いいたします。